

# おきなわ事業者復活支援金

## 【 申請受付要領 】

### 対象者

国の事業復活支援金を受給した事業者のうち、県内に住所・本店を有するなどの要件を満たす事業者。

※ただし、下記事業者は、本支援金の対象外となります。

- ①第10期沖縄県感染拡大防止対策協力金（うちなーんちゅ応援プロジェクト）を受給している事業者
- ②国の事業復活支援金を上限額で受給していない事業者

### 申請受付期間

2022年5月30日（月）9：00～2022年8月31日（水）まで

### 申請方法

**電子申請**

「令和4年度おきなわ事業者復活支援金ホームページ」よりお申込み下さい。

Webサイトアドレス(URL) <https://fukkatsu.okinawa>

右記の二次元バーコードからもアクセスいただけます。

※郵送での申請書提出には対応しておりません。



### お問合せ先

おきなわ事業者復活支援金事務局コールセンター

電話：098-953-8294

(運営期間:2022年5月24日(火)～2022年9月予定 9:00～17:00  
(月～金 平日のみ))

## 1. 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う移動の自粛等により、事業収入が30パーセント以上50パーセント未満又は50パーセント以上減少し、国の事業復活支援金を受給した沖縄県内の事業者に対して、事業継続を支援するため、予算の範囲内において「おきなわ事業者復活支援金（以下「県支援金」という。）」を給付します。

## 2. 給付要件

次のすべての要件を満たす事業者が、県支援金の給付対象となります。

- ① 国が実施する2021年11月から2022年3月までを対象とした事業復活支援金を受給していること。

※国の事業復活支援金を上限額で受給していない事業者は、県支援金の算定式上、給付を受けられません。

- ② 沖縄県内に住所を有する個人事業者又は沖縄県内に本店を有する法人事業者であること。

※個人事業者の場合は本人確認書類に県内住所が記載されていること。

- ③ 2021年11月から2022年まで3月までの間に発出された営業時間短縮等の要請に基づく第10期沖縄県感染拡大防止対策協力金（うちなーんちゅ応援プロジェクト）を受給していないこと。

## 3. 給付額

県支援金の、給付額の上限及び算定式は次に掲げるとおりとする。また、対象期間、基準期間、対象月、基準月の考え方については下記のとおりとする。

- ・ 対象期間：2021年11月から2022年3月までの期間
- ・ 基準期間：2018年11月から2019年3月まで、2019年11月から2020年3月まで又は2020年11月から2021年3月までの期間のうち、国の事業復活支援金で申請した期間
- ・ 対象月：対象期間のいずれかの月（国の事業復活支援金で申請した月）
- ・ 基準月：基準期間の対象月と同じ月（国の事業復活支援金で申請した月）

## 【給付額の算定式】

S : 給付額（上限あり、詳細は下記表を参照。千円未満は切り捨てとする。）

A : 国の事業復活支援金の基準期間の事業収入

B : 国の事業復活支援金の対象月の事業収入

C : 国の事業復活支援金給付額（上限額）

$$\text{算定式： } S = \{ (A - (B \times 5)) - C \} \div 5$$

※ 新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金、補助金、助成金等の収入がある場合は、国の事業復活支援金申請要領の例に準じた取扱とします。

給付額の上限は以下の通りとなります。

対象月の事業収入減少率	個人	法人(基準月をその期間内に含む事業年度の年間法人事業収入)		
		(1億円以下)	(1億円超～5億円以下)	(5億円超)
▲50%以上	10万円	20万円	30万円	50万円
▲30%以上～50%未満	6万円	12万円	18万円	30万円

## 4. 必要書類

### 【個人事業者】

#### ①「事業復活支援金の振込みのお知らせ」通知の表及び中面の写し

※「事業復活支援金の振込みのお知らせ」通知を紛失するなど、やむを得ない場合は、事業復活支援金の入金を確認できる通帳のページ及び通帳の表紙の写し。  
なお、事務局が追加で書類を求める場合があります。

#### ②口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し

※口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所

#### ③本人確認書類の写し（申請日において有効期限内のもの。）

※以下のいずれかの書類の写し

（運転免許証（両面）、マイナンバーカード（裏面は不要）、写真付き住民基本台帳カード（裏面は不要）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票（申請日において発行より3か月以内）及びパスポート、住民票（申請日において発行より3か月以内）及び各種健康保険証）

#### ④国の事業復活支援金の申請フォーム画面（申請済）の写し等

（マイページ→詳細ボタン→申請内容を閲覧する→最後のページ(確認ページ)まで進みWebキャプチャ、スクリーンショット又はPDF化して添付)

## 4. 必要書類

### 【法人事業者】

#### ①「事業復活支援金の振込みのお知らせ」通知の表及び中面の写し

※「事業復活支援金の振込みのお知らせ」通知を紛失するなど、やむを得ない場合は、事業復活支援金の入金が確認できる通帳のページ及び通帳の表紙の写し。  
なお、事務局が追加で書類を求める場合があります。

#### ②口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し

※口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所

#### ③履歴事項全部証明書（申請日において発行から3か月以内のもの）

#### ④国の事業復活支援金の申請フォーム画面（申請済）の写し等国の事業復活支援金の申請フォーム画面（申請済）の写し等

（マイページ→詳細ボタン→申請内容を閲覧する→最後のページ(確認ページ)まで進みWebキャプチャ、スクリーンショット又はPDF化して添付）

## 5. 申請方法

#### ①申請方法：電子申請（紙媒体の郵送等による申請の受付はいたしません）

※迷惑メール設定をされている方は、必ず次の2つのドメインからのメールを受信できるように設定してください。なお、メール受信設定の操作方法についてはコールセンター等では対応できませんのでご了承ください。

- ① info@fukkatsu.okinawa
- ② @pref.okinawa.lg.jp

#### ②受付期間：2022年5月30日（月）9：00 ～ 2022年8月31日（水）まで

#### ③申請フォーム

右記のQRコードを読み取るか、次のURLを入力し、ホームページへ移行してください。

おきなわ事業者復活支援金ホームページ

URL：<https://fukkatsu.okinawa>



## ④推奨環境

### ◇PCでのご利用

	Windows	Mac(Macintosh)
推奨OS	Windows10以降	Mac OS X 10.12以降
推奨ブラウザ	Google Chrome(最新版) Microsoft Edge(最新版)	Safari(最新版) Google Chrome(最新版)

### ◇スマートフォンでのご利用

	Android	iPhone
推奨OS	Android 8.0以降	iOS 12以降
推奨ブラウザ	Google Chrome(最新版)	Safari(最新版) Google Chrome(最新版)

## ⑤通知等

申請内容を審査した結果、県支援金の給付要件を満たすと認められるときは、指定の口座に支援金を振り込みます。なお、給付した場合の通知は行いません。

(申請に使用した口座をご確認ください)

県支援金の給付要件を満たさないと認められるときは郵送等により事由を付して不給付の旨、通知します。

## 6. 問い合わせ先

### おきなわ事業者復活支援金事務局コールセンター

**電話：098-953-8294**

**Eメール:info@fukkatsu.okinawa**

(運営期間:2022年5月24日(火)~2022年9月予定 9:00~17:00

(月~金 平日のみ)

## 7. 留意事項

- ① 申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別にメールまたは電話でご連絡します。確認の連絡後、1か月以上経過しても応答がない又は不備等が解消されない場合は、県支援金を不給付として取り扱うことがあります。
- ② 県支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ③ 県支援金の申請情報については、類似の支援事業等で活用する場合があります。予めご了承ください。
- ④ 国の事業復活支援金の上限額を上回る売上減少が生じていない場合は、県支援金は算定式上、ゼロとなるため、給付されません。
- ⑤ 国の事業復活支援金の特例の適用を受けた事業者については、県支援金においても、国に準じた取扱とします。
- ⑥ 県支援金の申請においては、国の事業復活支援金で申請した期間、月と同様での申請となります。

### **虚偽申請及び不正受給への対応について**

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、支援金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した支援金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、対象となる事業者でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。